

(令和8年5月19日時点)

令和4年4月23日に発生した知床遊覧船事故を受けて開催された「知床遊覧船事故対策検討委員会」における船舶の安全基準の強化を含む、「旅客船の総合的な安全・安心対策」の取りまとめ結果を受け、

- ・ 陸上との間で常時通信できる**法定無線設備**(携帯電話を除く)
- ・ 海難発生時に自船位置情報を発信する**非常用位置等発信装置**
- ・ 水中での救助待機が不要で、荒天時に落水せず乗り移りが可能な**救命いかだ等**
- ・ 沈没を防ぐ、または退船までの時間を確保する**隔壁の水密化等**

の安全設備等の原則義務化を実施しております。

詳細については、国交省HP「[旅客船・遊漁船等に対する安全設備等の義務化について](https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html)」をご覧ください。

https://www.mlit.go.jp/maritime/maritime_mn6_000021.html

民間団体において、
安全設備の購入費の2/3を支援【要確認】
する事業を実施しています。

詳細は、以下からご確認ください。

旅客船等向け



<https://marine-shien.jp/>

遊漁船向け



<https://yugyo-shien.jp/>

【要確認】

救命いかだ等は、検査証書発給までに“**60日以上**”を要する場合があります。詳細は、以下からご確認ください。

遊漁船に対する救命いかだ等の
搭載義務化に伴う検査所要期間のご案内
(モデルケースの紹介)

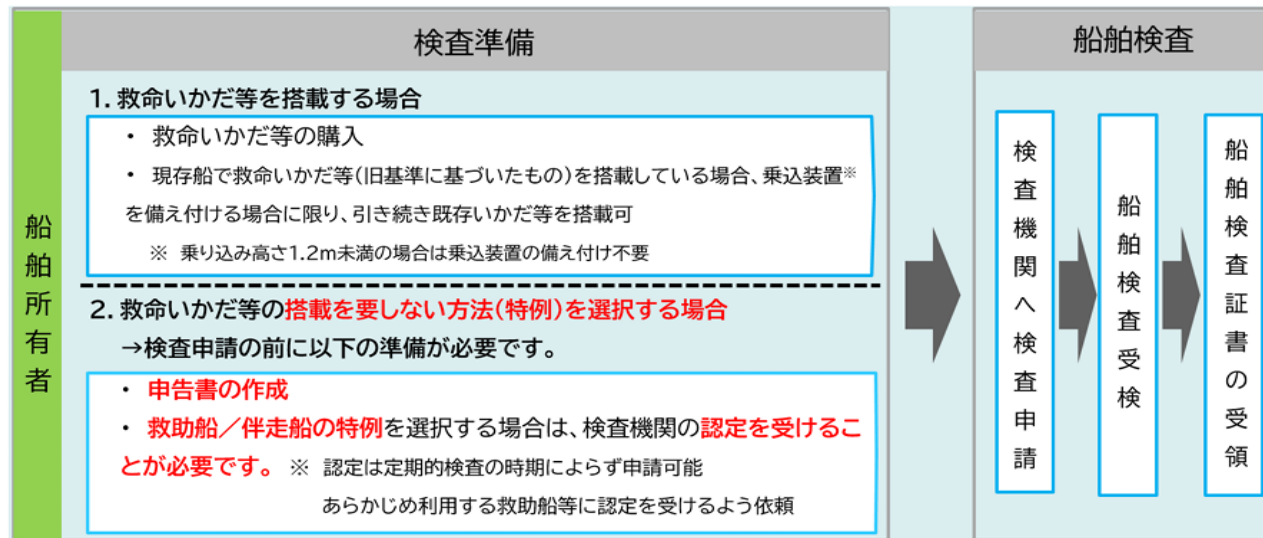


<https://jci.go.jp/pdf/modelcase.pdf>

救命いかだ等の検査について

救命いかだ等の義務化に関する船舶検査の流れは以下のとおりです。

なお、救命いかだ等を要しない方法(特例)を選択する場合は、以下の申告書作成ツールを使用して申告書を作成の上、検査機関に提出してください。



○ 申告書作成ツールは、次のファイルをダウンロードしてください ⇒ [申告書作成ツール](#)

※ 「湖6_中海」を選択する場合は、右のExcelを使用して下さい。 ⇒ [申告書作成ツール\(湖6 中海を選択する場合\)](#)

※ クリックすると圧縮ファイルをダウンロードすることができます。圧縮ファイル内の【申告書作成支援ツール .xlsm】を使用して下さい。

※ Excelの設定は取扱説明書の2ページをご確認下さい。

※ 取扱説明書の参考2(4隻以上伴走船・2隻以上救助船)及び参考3(2か所以上港) の場合は次の様式(参考2・3)を使用して、申請書と一緒に提出してください。 ⇒ [様式\(参考2・3\)](#)

※ Excel (Microsoft Office 2016 以上 又は Office 365)が利用できない方は最寄りの JCI 支部にご相談下さい。

○ 認定を受ける救助船又は伴走船の船舶所有者は最寄りのJCI支部に次の様式(認定願い) を提出してください。

⇒ [認定願い\(伴走船及び救助船の設備及び要救助者用別枠定員\)](#)